

独立行政法人労働政策研究・研修機構法案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、独立行政法人労働政策研究・研修機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とするものとする。 (第一条関係)

二 名称

この法律及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人労働政策研究・研修機構とするものとする。 (第二条関係)

三 目的

独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「機構」という。）は、内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究等並びにその成果の普及を行うとともに、その成果を活用して厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うことにより、我が国の労働政策の立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与し、もって労働者の福祉の増進と経済の発展

に資することを目的とするものとする。 (第二条関係)

四 事務所

機構は、主たる事務所を東京都に置くものとする。 (第四条関係)

五 資本金

機構の資本金は、第六の三及び五の4により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。とともに、政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができることとし、機構は、その出資額により資本金を増加するものとする。 (第五条関係)

第二 役員及び職員

一 役員

機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置くこととともに、役員として、理事三人以内を置くことができるものとする。 (第六条関係)

二 理事の職務及び権限等

1 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理するものとする。
(第七条第一項関係)

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とし、理事が置かれていないときは、監事とするものとする。(第七条第二項関係)

3 理事が置かれていないときに、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならないものとする。(第七条第三項関係)

三 役員任期

理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とするものとする。(第八条関係)

四 理事長及び理事の欠格条項の特例

通則法第二十二條の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、理事長又は理事となることが出来るものとする。(第九条関係)

五 役員及び職員の秘密保持義務

機構の役員及び職員は、第三の一の5に掲げる業務に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏ら

してはならないものとするとともに、その職を退いた後も、同様とするものとする。 (第十条関係)

六 役員及び職員の地位

機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとする。 (第十一条関係)

第三 業務等

一 業務の範囲

機構は、第一の三の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。 (第十二条関係)

- 1 内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究を行うこと。
- 2 内外の労働に関する事情及び労働政策についての情報及び資料を収集し、及び整理すること。
- 3 1に掲げる業務の促進のため、労働に関する問題についての研究者及び有識者を海外から招へいし、及び海外に派遣すること。
- 4 1から3までに掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 5 厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うこと。

6 1から5までの業務に附帯する業務を行うこと。

二 区分経理

機構は、労働者災害補償保険事業として行われるものに係る経理、雇用保険事業として行われるものに係る経理及びその他のものに係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならないものとする。

(第十三条関係)

三 積立金の処分

1 機構は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができるものとする。 (第十四条第一項関係)

2 厚生労働大臣は、1の承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならないものとする。 (第十四条第二項

関係)

3 機構は、1の積立金の額から厚生労働大臣の承認を受けた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならないものとする。 (第十四条第三項関係)

第四 雑則

一 主務大臣等

機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とするものとする。 (第十五条関係)

二 国家公務員共済組合法の適用に関する特例

機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。 (第十六条関係)

第五 罰則

所要の罰則規定を設けるものとする。 (第十七条及び第十八条関係)

第六 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、六から八までに掲げる事項は、平成十五年十月一日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 厚生労働省の職員の引継ぎ等

機構の成立の際現に厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、機構の成立の日において、機構の職員となるものとする等所要の経過措置を規定するものとする。 (附則第二条から第七条まで関係)

三 権利義務の承継等

機構の成立の際、機構の業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時に於いて機構が承継するとともに、その承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。 (附則第八条関係)

四 国有財産の無償使用

財務大臣は、機構の成立の際現に二に規定する政令で定める部局又は機関に使用されている国有財産

であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができるものとする。こと。（附則第九条関係）

五 日本労働研究機構の解散等

1 日本労働研究機構（以下「旧機構」という。）は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、2により国が承継する資産を除き、その時に於いて機構が承継するものとする。こと。（附則第十条第一項関係）

2 機構の成立の際現に旧機構が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時に於いて国が承継するものとする。こと。（附則第十条第二項関係）

3 旧機構の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。ことに、旧機構の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例によるものとし、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とするものとする。こと。（附則第十条第四項及び第五項関係）

4 機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額から負

債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。 (附則第十条第六項関係)

六 日本労働研究機構法の廃止

日本労働研究機構法は、廃止するものとする。 (附則第十一条関係)

七 日本労働研究機構法の廃止に伴う経過措置

廃止前の日本労働研究機構法(第十三条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなすこととする。同時に、第六の五の2によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとする。 (附則第十二条及び第十三条関係)

八 経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律等について所要の改正を行うものとする。 (附則第十五条から第十八条まで関係)